

公的個人認証法の改正による電子証明書のスマートフォンへの搭載 (制度骨子案)

1. 電子証明書の発行要件及び搭載方法

- 個人番号カード用の署名用電子証明書及び利用者証明用電子証明書（以下「個人番号カード用電子証明書」という。）とは別に、新たにスマートフォンに搭載する電子証明書として、移動端末設備用の署名用電子証明書及び利用者証明用電子証明書（以下「移動端末設備用電子証明書」という。）を創設する。
- 移動端末設備用電子証明書は、1人につき、各種1つずつ発行可能とする。
- 移動端末設備用電子証明書の申請者は、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）に対し、個人番号カード用署名用電子証明書を用いて、オンラインで発行申請することとする。
 - ・ 移動端末設備用電子証明書、秘密鍵・公開鍵（鍵ペア）、暗証番号（PIN）を保存する電磁的記録媒体のセキュリティに係る基準は告示で定める。

2. 個人番号カード用電子証明書との関係

- 移動端末設備用電子証明書は個人番号カード用電子証明書と紐付けて管理することとする。
 - ・ 有効期間は紐付けられる個人番号カード用電子証明書と合わせる。
 - ・ 個人番号カード用電子証明書が失効した場合には連動して失効する。
- 移動端末設備用電子証明書には、個人番号カード用電子証明書との識別が可能となる措置を講じることとする。

3. 失効管理及び不正利用に係る対策

- 移動端末設備に特有の機種変更、譲渡、売買等を想定し、「移動端末設備の使用停止」を失効事由として新たに位置付けることとする。
 - ・ 移動端末設備用電子証明書を搭載したスマートフォンを紛失した場合にはコールセンターへの連絡により一時保留を可能とする運用とする。
- 移動端末設備の使用停止時には、使用者に失効申請（オンライン）を求めるとともに、適切になされない場合も想定し、重層的な措置を講じることとする。

4. 施行期日

- 本制度は、改正法の公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。